

様式第6号

公聴会開催記録書

<p>都市計画の構想 (規則第10条第2項第1号)</p>	<p>八郎潟都市計画 都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針の変更の決定素案</p>
<p>公聴会の開催日時 (規則第10条第2項第2号)</p>	<p>平成25年6月7日(金) 午前11時</p>
<p>公聴会の開催場所 (規則第10条第2項第2号)</p>	<p>南秋田郡八郎潟町字大道80番地 八郎潟町役場 3階 会議室</p>
<p>出席者(県)</p>	<p>(議長) 建設部都市計画課長 吉尾 成一 (その他) 同課 主幹(兼)班長 栗田 亨 副主幹 佐藤 節子 技師 七尾 伸太郎</p>
<p>出席者(関係市町村等)</p>	<p>(八郎潟町) 建設課 課長 吉田 久壽 課長補佐 館岡 幸一 係長 加藤 恒貴</p>
<p>公述申出者数</p>	<p>1名</p>
<p>公述人の数 公述人の氏名及び住所 (規則第10条第2項第3号)</p>	<p>1名 石井 清人 南秋田郡八郎潟町字中嶋194番地2</p>
<p>公聴会の経過に関する 事項 (規則第10条第2項第5号)</p>	<p>午前11時00分 開催 午前11時10分 閉会</p>

<p>公述人の陳述の要旨 (規則第10条第2項第4号)</p>	<p>公述人 石井 清人</p> <ul style="list-style-type: none"> 八郎潟都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に、「都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」として、国道7号から県道道村大川線（通称干拓道路）に接続する道路の新設計画を位置付けてほしい。 国道7号と大潟村方面を結ぶ道順は元々分かりにくかったが、秋田自動車道五城目八郎潟インターチェンジ設置後は、標識も少なく、I C利用者には非常に分かりにくい。干拓道路を東に延伸して国道7号、更にはI Cのアクセス道路と接続すれば、利便性は格段に向上する。 当該道路の構想は、昭和60年頃から継続しており、平成8年と18年策定の町の基本構想において整備促進について明記され、平成24年町議会12月定例会の一般質問において「今後も早期実現に努める」との町長答弁があったことから、町民の総意である。
<p>傍聴者数</p>	<p>なし</p>
<p>備考</p>	

以上の内容に相違ないと認めます。

平成25年 6月 10日

(公聴会議長) 秋田県建設部都市計画課長

吉尾成一

